



よくある質問 Q&A

- Q1** 勝手に農地を取られたりしませんか？
A1 契約満了後は必ず所有者（出し手）に返還されます。再度、農地を貸したい場合は再契約も可能です。
- Q2** どんな農地であっても、農地バンクは借りてくれるのですか？
A2 原則、耕作者（受け手）のいる農地を借受けます。なお、再生不能な遊休農地など、利用が著しく困難な農地等はお取り扱いできません。
- Q3** 申込から契約までどれくらい期間がかかるのですか？
A3 貸付開始日は原則として毎月1日^{*}に設定しています。申込から契約までの所要期間はおおよそ 2～4 か月です。（※一部例外あり）
- Q4** 賃料はどうやって決めるのですか？契約期間の途中で変更はできるのですか？
A4 賃料は、その地域における同程度の整備状況等の農地の賃料（以下、「地域標準賃料」という。）を基本とし、所有者・耕作者間で話し合って設定していただきます。なお、契約期間の途中で賃料の変更も可能です。
- Q5** どこに相談や申込をすれば良いですか？
A5 各市町村農政担当課・農業委員会などで相談や申込が可能です。契約内容の変更（住所変更、口座変更など）も市町村窓口で手続き可能です。
- Q6** 農地バンクとの契約を期間の途中で解約できますか？
A6 やむを得ない事情で契約期間の途中で解約を希望する場合は、市町村農政担当課または農業委員会にご相談ください。また、解約書類提出後、農地バンクが解約に同意するまで約3か月かかります。
- Q7** 農地の耕作者を指定することはできますか？
A7 農地バンクは市町村が定める地域計画に基づき、貸借を行います。耕作者を地域計画に落とし込むことで指定することも可能です。



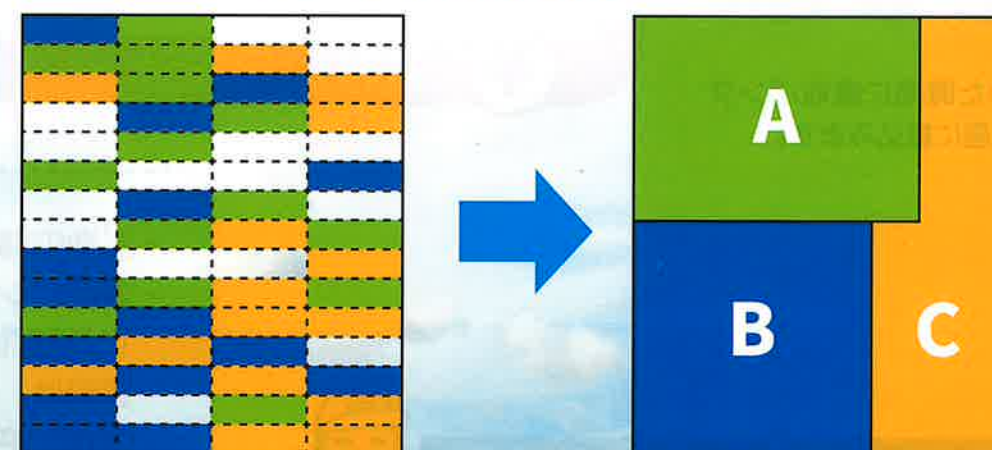
- ◎農地の契約期間は、貸付先の経営の安定・発展に配慮して、原則10年以上としています。
- ◎耕作者が解約した後、原則1年を経過しても次の耕作者が見つからない場合等は、所有者に農地をお返しします。
- ◎農地バンクでは一定額以上の賃料等のお支払いについて、法令により定められた法定調書を作成し、税務署へ提出しています。

©鹿児島県地域振興公社(2024年版)

農地を貸したい方, 借りりたい方,

農地の貸し借りは 「農地バンク」を (農地中間管理事業) 活用しましょう!

農地の集約化 (イメージ)



～農地を未来につなぐ～

農地バンクが農地の出し手と担い手の間に介在し、
農地の再配分を繰り返し実施することで、
地域における望ましい農地利用の状態を実現



鹿児島県農地バンク
公益財団法人鹿児島県地域振興公社

農地中間管理事業の仕組み



事業を活用した方々の声

息子はいませんが、農業には興味がないようです。以前から畑を荒らすよりは、借りた人があるなら貸したいと考えていました。

そんな時、市役所からこの事業を紹介してもらい、集落の皆で話し合いをして、全体で事業を活用することにしました。地域全体の取組みが実を結び、事業を活用して良かったです。



農地所有者 Y さん
【鹿児島市】

年々足腰も弱り、畑の管理が負担で大変でした。集落の皆で話し合っって事業を活用することにしました。自分の農地が荒れることなくきれいに管理されているのを見ると嬉しいですね。

地域の若手農家が借りてくれて、とっても頼もしいです。



農地所有者 A さん
【南九州市】

農地といっても人の財産なので、貸してもらうには信用を得ることが大事ですよね。

事業活用前は、農地所有者と直接交渉するのに苦労していました。活用後は、役場が手続きの間に入って来て、お互い安心して貸し借りできています。

農地の貸し借りは正式に利用権を設定することが大事だと感じています。口約束では他に証明することもできませんね。事業を活用することで管理も支払も楽になりました。農業委員会や役場の協力が大変ありがたいです。

借りた農地は、従業員一同、愛情を込めて手入れをしています。



※「農地バンク」とは・・・
各都道府県に1つ指定された農地中間管理機構の通称です。
農地バンクの業務の一部は、市町村・農業委員会、市町村農業公社に業務委託を行っており、事業推進する行政機関・団体等も含めて「農地バンク」と総称する場合があります。



畜産経営者 U さん
【大崎町】



法人経営者 M さん
(露地野菜)
【大崎町】